

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	静岡環境株式会社	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 石川 信美	
本店所在地	伊東市銀座元町 4-3	

3 入札参加停止の理由

平成29年9月、静岡環境（株）（商号変更前：東和開発（株））施設内において、無資格の同社社員が運転するフォークリフトとトラックの間に、他社の社員が挟まれ失血死する事故が発生した。

この件について、運転資格を有していない労働者にフォークリフトの運転を行わせたとして、令和2年1月30日に静岡環境（株）と当時の社長が、労働安全衛生法違反に基づき、それぞれ罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

4 停止期間の始期及び終期

令和2年5月8日から令和2年6月7日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内